

RDF 焼却・発電施設跡地活用事業 優先交渉権者決定基準

令和 7 年 1 0 月

桑名広域清掃事業組合

第1章 総則

この優先交渉権者決定基準は、プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するため、募集要項に基づき応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

第2章 優先交渉権者決定の手順

1 参加資格審査

桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案書審査

（1）提案書類の基礎審査

ア 提案内容の基礎審査

組合は、提案書類に記載された内容が、この優先交渉権者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 賃借料の確認

組合は、事業用地賃借料提案書に記載された賃借料（年額）が、応募の範囲内であることを確認し、選定委員会に報告する。

賃借料（年額）が、年額3,000万円（基準賃借料）を下回っている応募者は、失格とする。

（2）提案内容の加点審査

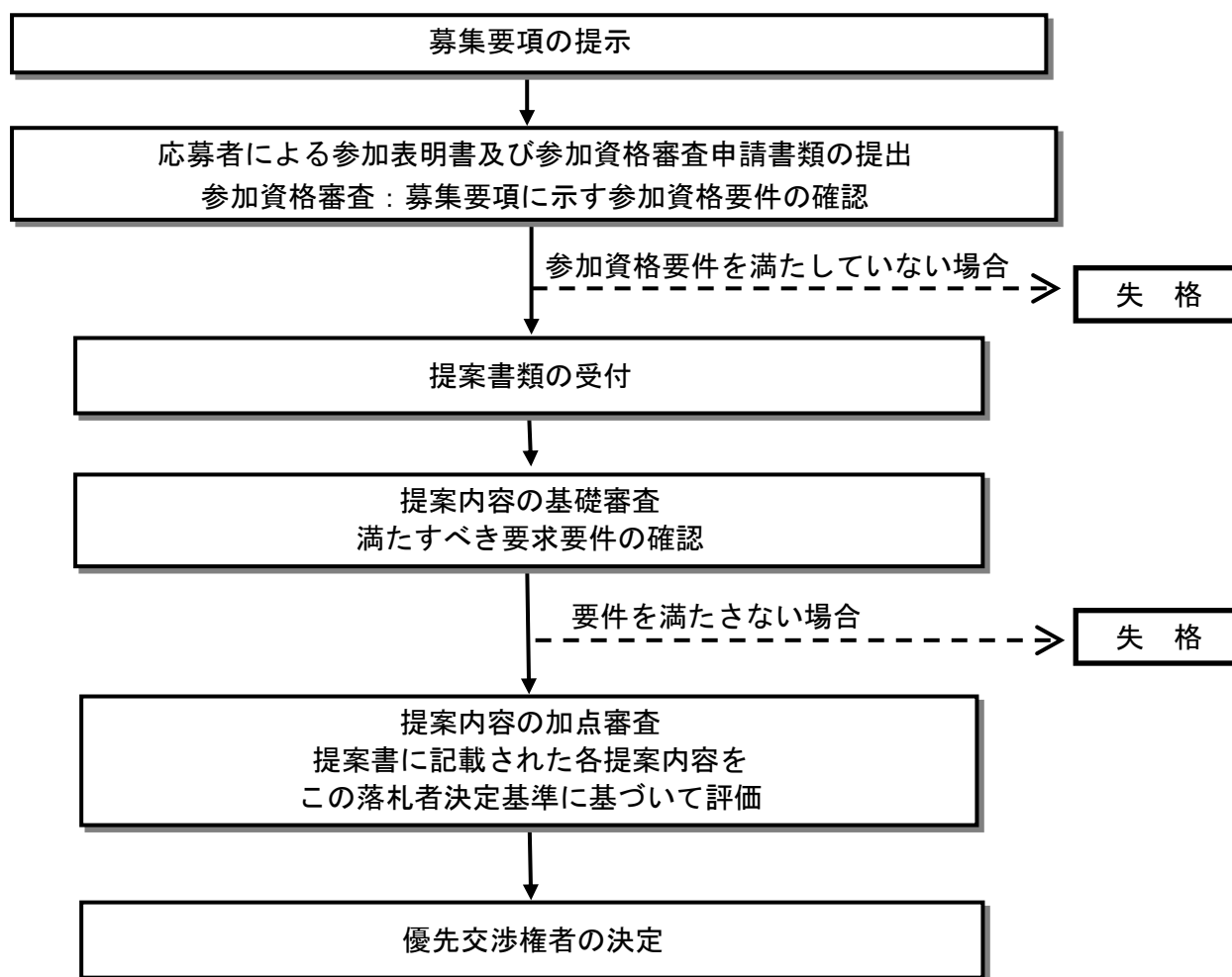
「RDF 焼却・発電施設跡地活用事業プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、この優先交渉権者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

3 優先交渉権者の決定

選定委員会は、非価格評点（提案内容の加点審査）と価格評点（賃借料）の合計である評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。ただし、評価点が最も高い提案が2以上あるときは、価格評点が最も高い応募者を優先交渉権者とする。

4 審査の流れ

上記1～3に示した審査等の流れは、次の図1に示すとおりである。



【図1 審査の流れ】

第3章 参加資格審査

組合は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を応募者に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

第4章 基礎審査の方法

1 審査方法

組合は、応募者から提出される提案書により、応募者が「表1 基礎審査項目」に示す事項を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

【表1 基礎審査の項目】

審査対象	基礎審査項目
共通事項	・ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・ 提案書全体について、様式集に従った構成となっていること。
各提案書	・ 当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が募集要項に反していないこと。
事業用地賃借料提案書	・ 賃借料が3,000万円（年額）以上であること。

第5章 加点審査の方法

1 審査方法

選定委員会は、全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された提案書の加点審査を行う。加点審査は、「表2 加点審査の配点表」の各審査項目について提案内容を得点化し、得点の合計値を評価点とする。

なお、加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

【表2 加点審査の配点表】

審査項目			配点	
評価分類	評価項目	評価基準		
① 事業概要	事業実施方針 事業スケジュール 設備の仕様等	実施方針が、本事業の趣旨に即している。また、スケジュールや設備仕様の適切性が示されていること	4	4
② 事業の安定性・継続性に関する提案	1) 収支計画・資金計画	施設の設置・撤去を含め必要な資金が網羅されており、収支計画に支障がないこと	2	16
	2) 事業リスク対策	事業に関し生じうるリスクに対して、適切な対策ができていないこと	6	
	3) 管理運営体制	非常時を含め、適切な管理運営体制が構築されていること	4	
	4) 関連事業実績	同種の実績があり、事業に対するノウハウを有していること	4	

審査項目				配点	
評価分類	評価項目	評価基準			
③ 環境負荷 （施策） に関する 提案	1) 脱炭素効果	事業による脱炭素効果が大きいこと	8	10	
	2) 周辺環境への配慮	騒音、景観、交通その他周辺への配慮があること	2		
④ 地域振興 に関する 提案	1) 地域貢献や環境学習の取組	事業を通じて地域貢献や環境学習の場を提供するための優れた提案があること	7	10	
	2) 地域企業の育成、地域経済の貢献	事業実施に構成市町（桑名市、木曽岬町、東員町）の業者が参画できる。その他地域貢献に資する提案があること	3		
非価格要素 計（上記①～④の合計）			40		
価格要素			60		
合計（非価格要素＋価格要素）			100		

2 非価格要素の評価方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、「表2 加算審査の配点表」に基づき、その評価に応じた得点を付与する。

得点の付与にあたっては、非価格要素審査項目について、その評価基準毎に、「表3 非価格要素の得点化方法」に示す5段階評価により非価格評点を付与する。

なお、非価格評点は、各委員が各々評価した点数の平均値（小数第3位四捨五入）とする。

【表3 非価格要素の得点化方法】

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、普通程度	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、劣っている	配点×0.00

3 価格要素の評価方法

価格評点は、次に示す式により算定する。

ア 応募者の中で、賃借料（総額：年額×提案年数）が最高となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。

イ 他の応募者の提案については、最高提案価格との比率により算出する。得点は小数点以下第三位を四捨五入した値とする。

(算定式)

$$\text{価格評点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{提案者の賃借料（総額）}}{\text{応募者中の最高賃借料（総額）}}$$

4 評価点の算定

評価点は、非価格評点と価格評点の合計により算定する。

(算定式)

$$\text{評価点} = \text{非価格評点} + \text{価格評点}$$